

世田谷区福祉有償運送運営協議会設置要綱

世保福活発第087号

平成16年7月1日

(目的)

第1条 世田谷区福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保を通じ世田谷区民の福祉の向上又は公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会委員)

第3条 協議会委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 世田谷区長又はその指名する職員（4名）
- (2) 世田谷区を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体（2名）
- (3) 世田谷区民又は福祉有償運送の利用が想定される者（2名）
- (4) 関東運輸局長若しくは東京運輸支局長又はその指名する職員（1名）
- (5) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体（1名）
- (6) 世田谷区において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表者又はその指名する者（2名）
- (7) その他世田谷区長が必要と認める者（1名）

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会の会長は、保健福祉部障害者地域生活課長とする。副会長は、あらかじめ会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を召集し、議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときには、その職務を代行する。

(議事)

第6条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。
- 3 協議会は、必要と認める場合には、委員以外の者に出席を依頼し、説明を求め、意見を

聞くことができる。

4 協議会の委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

6 協議会の庶務は、保健福祉部障害者地域生活課において処理する。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに東京運輸支局へ申請を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。